

労働組合つぶしの大弾圧へのカンパのお願い

連帯ユニオン関西生コン支部に対する大弾圧が続いています。

2018年8月からの滋賀県警と大阪府警の一連の逮捕で、関西生コン支部の役員・執行委員・組合員が実に延べ40人が逮捕されています。現在も委員長、副委員長、書記長、弾圧対策を担った執行委員・組合員が12名勾留されるという常軌を逸した弾圧となっています。

憲法28条では労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権が保障されています。その具体化として、労働組合法第1条2号では正当な労働組合活動の刑事免責がうたわれ、8条ではストライキその他の争議行為の民事免責が規定されています。戦後、ストライキ闘争はピケット行動や説得活動などの行動が団体行動権として保障されてきました。また、背景資本を当該使用者として、使用者概念の拡大として認められるようになってきました。

滋賀県警の弾圧は、アウトサイダー企業への法令違反摘発行動を「営業妨害」とする、とんでもない弾圧です。法を守らせることが罪だと言っているのです。

大阪府警の弾圧は、賃金引上げ原資の確保を求めた輸送運賃の値上げ実施を求めた2017年12月の三菱宇部セメントステーションのストライキ権行使を認めないとするものです。合法的な労働組合活動であるストライキ権行使、ストライキ現場での説得活動を認めず、労働組合つぶしを狙ったものであることは明白です。

今回の弾圧は、警察が合法的な労働組合を破壊し、労働組合の活動を制限をすることが目的です。また現場にいなかった役員・執行委員を逮捕するという、警察の組織犯罪対策課が登場するという「共謀罪のリハーサル」といえるものです。

大量逮捕に対する弁護士対応、すでに保釈された組合員の保釈金などで多額の費用がかかっています。今回の関西生コン支部への大弾圧を許さず、跳ね返すためのカンパをお願いします。

2018年12月8日

労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

郵便振込用口座番号・名義

口座番号 00970-8-282882

口座名義 労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会